

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月10日
【会社名】	丸紅株式会社
【英訳名】	Marubeni Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 取締役社長 國分文也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
【電話番号】	東京(03)3282-2298
【事務連絡者氏名】	財務部資本市場課長 田中孝憲
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
【電話番号】	東京(03)3282-2298
【事務連絡者氏名】	財務部資本市場課長 田中孝憲
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成25年6月28日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年7月6日
【発行登録書の有効期限】	平成27年7月5日
【発行登録番号】	25-関東95
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円 (100,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは売出価額の総額の合計額)に基づき算出している。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年7月10日(提出日)である。

【提出理由】

臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定による）を平成25年7月9日に関東財務局に提出した。この報告書の提出により、当該書類を平成25年6月28日付で提出した発行登録書の参照書類とする。なお、平成25年7月9日に関東財務局長に提出した訂正発行登録書において、記載内容の一部に訂正すべき内容があったので、これを訂正するため、本訂正発行登録書を再提出するものである。

【縦覧に供する場所】

丸紅株式会社大阪支社
(大阪市中央区本町二丁目5番7号)

丸紅株式会社名古屋支社
(名古屋市中区錦二丁目2番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

【訂正内容】

表紙の提出理由に記載のとおり。

なお、平成25年7月9日に提出した訂正発行登録書からの訂正内容は以下の通りであります。

訂正箇所は下線で示しております。

(訂正前)

〔発行登録の対象とした募集有価証券の種類〕 社債
〔発行可能額〕 100,000百万円
(100,000百万円)
(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。

(訂正後)

〔発行登録の対象とした売出有価証券の種類〕 社債
〔発行可能額〕 100,000百万円
(100,000百万円)
(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは売出価額の総額の合計額)に基づき算出している。